

第5期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）

<2030 カーボンハーフへの挑戦>

令和8年3月



1 はじめに

<計画策定の背景>

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにしています。また、法第 21 条では、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画を策定するよう義務付けています。

平成 17 年（2005 年）2 月の、いわゆる「京都議定書」の発効を受け、市では市が行う全ての事務及び事業に関し、全庁一丸となって温室効果ガスの排出抑制行動に取り組み、地球温暖化防止対策の推進を図っていくため、平成 19 年（2007 年）3 月に「小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

また、平成 20 年（2008 年）6 月の法改正により、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の努力義務が盛り込まれたことを受け、小金井市の市民・事業者・教育研究機関・市が一体となって、地域をあげて地球温暖化防止に取り組むため、平成 22 年（2010 年）3 月に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」（以下、「地域推進計画」という。）を策定しました。本計画は、この地域推進計画のうち、市が行う全ての事務及び事業に関するものに特化し集約した計画です。

※地域推進計画は、令和 3 年（2021 年）3 月に第 2 次小金井市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、令和 8 年（2026 年）3 月に中間見直しを実施しました。

<国際的な動向>

近年、温暖化によって引き起こされた気候変動による異常気象は、極めて深刻で身近に迫った脅威となっており、私たちの生存基盤を脅かす全人類にとっての喫緊の課題となっています。

2015 年の COP21 「パリ協定」では産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標が定められました。この報告書を受け、世界各国で 2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。

<国内の動向>

2021 年 4 月には、政府が「2030 年までの二酸化炭素排出量を 2013 年比 46%削減、更に 50%の高みを目指す」と野心的目標を表明しました。

同年 6 月には国・地方脱炭素実現会議において「地方脱炭素ロードマップ」が決定され、重点施策（太陽光発電、公共施設などの業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を実施すること等

が位置付けられました。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として、「2035年度、2040年度において、2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画には、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されています。

＜小金井市の動向＞

市では地球温暖化対策を更に推進するため、令和4年（2022年）1月1日に「小金井市気候非常事態宣言」を発出し、2050年までにゼロカーボンシティを目指すことを宣言しました。この宣言の中では、気候危機を自らの問題として認識し、経済社会活動やライフスタイルの変革に取り組むよう、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要であると謳っています。

2 計画策定の目的

本計画は、法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、小金井市が実施している全ての事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とし、策定することとします。市自らが排出量削減に率先して取り組むことにより、事業者や市民に対して、地域における温暖化対策を促していきます。

3 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に掲げる7種類の物質（二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄・三ふっ化窒素）とします。ただし、パーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄・三ふっ化窒素の3物質については、市の事務及び事業からの排出量がないため、温室効果ガス総排出量の算定対象には含まないこととします。

4 計画対象範囲

市が行う事務及び事業の全てを対象とします。

対象施設は、全ての市所有施設（別紙）とします。（指定管理者により運営される施設も含まれます。また、市外にある施設も対象とします。）

5 計画期間と削減目標

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、地域推進計画に合わせ、令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間とします。

(2) 削減目標

市の温室効果ガス排出量の令和元年（2019年）度実績値 5,906 t-CO₂ から50%削減し、2,953 t-CO₂以下とします。（エネルギー消費量は、令和6年（2024年）度実績値の138,716GJ から9,294GJ（6.7%）削減し、129,422GJ 以下とします。）

★ 基準年度の考え方

温室効果ガス排出量については、前計画（第4期）からの進捗も比較できるため、前計画と同じ令和元年度としました。

エネルギー消費量については、職員の日頃の省エネ行動に寄与する部分も大きいことから、実績値として把握している直近の年度である令和6年度としました。

★★ 目標数値の根拠

温室効果ガス排出量削減目標値については、国の「地球温暖化対策計画」及び本市の「地域推進計画」では、2013年度比で2030年度までに46%削減を掲げていますが、それらの計画に準じるとともに、東京都の「ゼロエミッション都庁行動計画」では、2000年度比で2030年度までに55%削減を掲げていること等を考慮し、本計画においては50%削減と目標設定しました。

エネルギー消費量の削減目標値については、地域推進計画において基準年度から目標年度までに21%削減（1年で約1.24%削減）となっており、本計画期間の5年分に換算すると6.2%となります。これを本計画の温室効果ガス排出量削減目標の50%分に按分すると約6.7%となります。

6 オール市役所の取組

I CO₂削減行動・省エネ行動

「オール市役所の取組」とは、市役所職員はもちろんのこと、市施設の指定管理者等の従業員等を含む全ての働く人による取組を示します。

各職場、各施設で使用するエネルギーについて、全ての職員が常に意識をし、CO₂削減・省エネ行動に取り組むことにより、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

(1) 電気使用量の削減

◆空調機器の適正温度、適正管理の遵守

- ・夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行し、室温を夏季の冷房時は28℃、冬季の暖房時は19℃を目途に、それを上回らないよう空調の設定温度を適正に管理します。
- ・冷房時にはブラインド等で遮光し、暖房時には自然光を取り入れます。
- ・空調機のフィルターの清掃等、設備・機器の保守管理を徹底します。

◆消灯の徹底

- ・始業前、昼休みの消灯を徹底し、時間外には不要な照明を消します。
- ・課執務室を最後に出る職員は、執務室の消灯を徹底します。
- ・労働安全衛生規則、事業所衛生基準規則に定められている照度基準を下回らない範囲で、照明機器の間引きに努めます。
- ・照明器具の清掃をして、照度を保ちます。
- ・トイレ、更衣室、給湯室、会議室等は使用后消灯します。

◆待機電力の削減

- ・パソコンは省エネモード設定や輝度を下げる設定にして、長時間離席する場合は主電源を切ります。
- ・勤務時間終了時には、電気ポット等、不要な電気製品のコンセントを抜きます。

◆その他

- ・電気機器は、より消費電力の少ない製品を選定します。
- ・カーテン、ブラインド、緑のカーテン等を活用します。
- ・一斉退庁日を徹底します。
- ・自動販売機について、環境負荷を削減するとともに災害等にも活用できる等、付加価値の高い機種への切替えを推進します。
- ・私用の電気機器の使用（充電等を含む）を原則禁止します。

(2) ガス・熱使用量の削減

- ・湯沸器、給湯器、ボイラー、ガスコンロ等の適正使用に努めます。
- ・購入の際は、省エネ効率の高い製品を選定します。

(3) 次世代自動車の導入・エコドライブの推進

◆次世代自動車の導入

- ・庁用車の新規購入・リースの際は、代替可能な車種がない場合等を除き、次世代自動車を選定します。
- ・借上車の契約の際も、これに準じます。

◆充電設備の整備

- ・電気自動車等の充電設備を今後、計画的に設置していきます。

◆適正な運転等による自動車燃料の削減

- 可能な限り庁用車の使用を控え、自転車等を使用します。
- 急発進・急加速を避け、エコドライブを徹底します。
- 不要な荷物は載せないように徹底します。
- カーエアコンを適正な温度に管理します。
- タイヤの空気圧調整など車両の整備を徹底します。

II 省資源化のための取組

(1) 紙使用量の削減

- 会議資料や開催通知等は、庁内ネットワークや電子データを最大限活用し、ペーパーレス化を徹底します。
- コピー機のオールクリア励行等により、ミスプリントを減らします。
- 両面コピーを徹底します。
- 裏紙再利用に努めます。(個人情報及び機密情報等には十分に注意してください。)
- 拠点回収BOXを利用した紙資源の分別を徹底します。
- 文書はファイリングシステムの活用により職員間共有に努めます。
- 封筒の再利用に努めます。

(2) 水使用量の抑制

- 洗面所や流しにおける節水を励行します。
- 水道水量を調整し、節水を図ります。
- 節水コマやセンサー式自動水栓等の導入に努めます。
- 学校のプールについて、効率的な運用に努めます。
- 施設管理者は水道使用量をチェックし、漏水の有無や節水が適切になされているかを点検します。

(3) 庁舎等からのごみ減量

- マイ箸、マイボトル、マイバッグ等を励行します。
- 私物ごみの持ち帰りを徹底します。
- 食事は食べきれぬ量を購入し、食品ロスを発生させないように努めます。
- 傘のしずく取り器の導入を推進します。
- ウォーターサーバーを活用します。

III 環境配慮のための取組

グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）等の徹底

(1) グリーン購入の基本原則

◆購入する前に

- 常時使用しないものは、他部局からの借用を検討します。
- 購入ではなく、リースも検討します。

◆購入するとき（GX製品の率先調達）

- ・グリーン購入ガイドラインに沿った物品を購入します。
- ・部品交換や修理が簡単なもの等、長期間の使用が可能なものを選びます。
- ・詰替えや補充ができるものを選びます。
- ・省エネルギーのものを選びます。
- ・製品の製造から廃棄までの過程で、環境負荷の少ないものを選びます。
- ・処理・処分方法が確立されているものを選びます。
- ・使用后、リサイクルが可能なものを選びます。
- ・購入の際には、必要なものを必要な分だけ購入します。

◆使用頻度が低いとき

- ・常時使用しない備品等は、係ではなく、部や課で共用することに努めます。

◆不要になったとき

- ・廃棄する前に他の活用法を検討します。
- ・再使用可能な消耗品類・備品は、庁内インフォメーション等で周知し、他部局に斡旋します。
- ・処分するときは、廃棄物処理の規則に従って分別を徹底します。
- ・汚れたプラスチックごみは、きれいに洗って排出します。ペットボトルは濯いだ後に、キャップ・ラベルを外して排出します。

(2) 物品の調達方法

グリーン購入ガイドラインに従って製品を購入することとします。

(3) グリーン購入の調達実績報告

グリーン購入の購入実績を年1回、小金井市環境審議会に報告します。

(4) グリーン契約の推進

電力の供給契約をする際は、再生可能エネルギー電力の調達を検討し、2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とします。

IV 公共施設の建築・管理等に関する取組

今後、新築・改修する施設については、最大限環境に配慮し、消費エネルギーをより低減化する設備を導入することを目指します。特にCO₂削減効果が見込まれる照明設備・空調設備を中心に、設備の見直しと改善を行い、再生可能エネルギー機器等の導入を推進していきます。

- (1) 太陽光発電、太陽熱利用等の自然エネルギー導入を図ります。今後新築する施設においては、防災の観点からも太陽光発電設備及び蓄電池の設置を検討し、原則ZEB Oriented相当以上とします。
- (2) 照明設備は、2030年度までに全市有施設において、LEDの導入・転換を図ります。また、改修時には人感センサーの導入を図ります。
- (3) 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。

- (4) 熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入を図ります。
- (5) 断熱材、遮熱塗装等を検討し、断熱性能の向上を図ります。
- (6) 水道使用量削減のため、雨水利用による水循環システムの導入を検討します。
- (7) 施設の屋上や壁面、校庭、駐車場のスペース等を可能な限り緑化していきます。
- (8) 道路整備時に低炭素型舗装等の効果を検討しながら導入を図ります。
- (9) 第一種特定製品（エアコン等）からの冷媒（フロン類）漏洩の未然防止・早期発見に向けて、簡易点検を定期的実施していきます。

7 計画の推進

I 推進体制

- (1) 推進本部は、環境基本計画推進本部とします。
推進本部は、本計画の運用、点検及び評価を行います。
- (2) 本計画推進責任者は、各所属長とします。
推進責任者は、各所管において、本計画の推進を図ります。
- (3) 事務局は、環境政策課が担うこととします。

II 推進管理

各施設を本計画の実施組織として位置づけ、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルに基づき、実施組織ごとに計画の進行管理を行うことを基本に、毎年度、前年度の温室効果ガス排出量削減の取組について自己評価し、今後の削減対策の推進及び改善を行うこととします。

また、本計画を着実かつ効果的に推進するため、計画の内容に関する適切な情報提供や研修を積極的に行い、職員への普及・啓発を図ります。

III 報告・公表

地球温暖化対策に関する市の取組を、環境マネジメントシステムの運用に基づき、環境報告書・ホームページ等で情報提供を適宜行うこととし、市民に広く公表していくことを通じて、市民と協働した地球温暖化防止の取組を進めていきます。

所管課	対象施設
管財課	本庁舎（西庁舎を含む）、第二庁舎、本町暫定庁舎、防災関係施設
地域安全課	各消防団詰所
コミュニティ文化課	各集会施設、はけの森美術館、市民交流センター
経済課	東小金井事業創造センター
環境政策課	滄浪泉園事務所、環境楽習館
ごみ対策課	野川クリーンセンター、資源物処理施設、北一会館
地域福祉課	（福社会館）
自立生活支援課	障害者福祉センター、児童発達支援センター、福祉共同作業所
介護福祉課	本町高齢者在宅サービスセンター
健康課	保健センター
保育課	各保育園
児童青少年課	各学童保育所、各児童館、子どもカブズパーティ相談室
道路管理課	駅前公衆トイレ
交通対策課	自転車保管所等
区画整理課	課事務所
学務課	市立小・中学校
指導室	教育相談所
生涯学習課	清里山荘、文化財センター、貫井南センター山車小屋 総合体育館、栗山公園健康運動センター、 上水公園運動施設、テニスコート場
図書館	各図書館
公民館	各公民館



小金井市気候非常事態宣言

～2050年 二酸化炭素排出実質 ゼロを目指して～

近年、世界各地で熱波や干ばつ、大規模な森林火災など、地球温暖化による異常気象が頻発しています。日本各地でも、猛暑や熱帯夜の増加、記録的な集中豪雨や強化した台風による崖崩れや洪水など、甚大な被害が発生しており、このまま温暖化が進行すると、私たちの市民生活に多大な影響が出ることが予想されています。気候変動による気象災害は極めて深刻で身近に迫った脅威であり、私たちの生存基盤を揺るがす、まさに「気候危機」です。

この危機的状況を脱するために、2015年に国連で採択された「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標が定められました。また、2021年8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の評価報告書で「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と発表され、この危機的状況は、私たちの日々の行動が引き起こしているものであることが明確になりました。

今こそ、私たちは気候危機を自らの問題として認識し、経済社会活動やライフスタイルの変革に取り組むなど、気候危機への対策を加速させなければなりません。この非常事態を切り抜けるためには、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要です。

そして、そのような行動に自ら積極的に取り組もうとする気持ちや姿勢を、大人だけでなく幼い頃から醸成するために「環境教育」の充実にも注力していきます。

小金井市のみどり豊かな自然環境を将来世代に継承するため、市、市民、教育委員会、事業者等が協働し、温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と気候変動による災害から市民を守る「適応策」に本気で取り組み、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質 ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、ここに気候非常事態であることを宣言します。

令和4（2022）年1月1日

小金井市長

西岡真一郎

小金井市教育委員会
教育長

大熊雅士



小金井市施設における自動販売機設置に関する方針

1 基本方針

市施設に設置している自動販売機について、環境負荷を削減するとともに、災害時等にも活用できる等、付加価値の高い機種への切替えを推進する。

2 具体的対応

- (1) ゼロカーボンに向けて省エネ、太陽光発電等の機能を有するなど、環境に配慮した機種を選定すること。
- (2) 緊急時に飲料を無償で提供する、災害情報を発信できる機能を搭載するなど、防災に配慮した機種を選定を推進すること。
- (3) 特段の理由によりペットボトル飲料を選定する必要がある場合は、「ボトル to ボトル (B to B)」の商品の選定を推進し、その旨の表示を検討すること。
- (4) キャッシュレスの機能等を有する機種を選定を検討すること。
- (5) 自動販売機の外装等は、市民への啓発に資する内容のメッセージ及びデザインを検討すること。
- (6) 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した機種を選定を検討すること。
- (7) ウォーターサーバーへの置き換えを検討すること。
- (8) 小金井市まちをきれいにする条例(平成9年条例第25号)第12条に基づき、自動販売機を設置する場所又はその周辺に飲食料容器等の回収器設置を徹底する等、清潔で美しいまちづくりに寄与すること。
- (9) 自動販売機の設置台数は、必要最小限とし、原則として新たに設置しないこととするが、特段の理由があるときは環境政策課と協議すること。